

公営住宅制度と 新たな住宅セーフティネット制度の比較 (対象となる住宅確保要配慮者の範囲)

1 国の新たな住宅セーフティネット制度について(再掲)

地方公共団体による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定

- 地方公共団体は、国の基本方針に基づき、賃貸住宅供給促進計画を定めることが可能
 - ＜計画に定めなければならない事項＞
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
 - ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
 - ・ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
 - ・ 計画期間
- 賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、地域の実情等に応じて、住宅確保要配慮者の対象の追加や登録住宅の基準の強化・緩和が可能
 - ＜住宅確保要配慮者の範囲の設定＞

法律で定める者

- ① 低額所得者（月収15.8万円以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生まで）を扶養している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を有するものとして、**国土交通省令で定める者**

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人
- ・ 中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
- ・ **供給促進計画において定める者**
(※) 国が示す例示
海外からの引揚者、新婚世帯、原爆被爆者、戦傷病者、LGBT、UIJターン転入者、住宅確保要配慮者に対する生活支援者など

2 対象となる住宅確保要配慮者の範囲

公営住宅制度と国の新たな住宅セーフティネット制度の比較

	公営住宅制度 公営住宅法 京都市市営住宅条例	国の新たな 住宅セーフティネット制度 (法・施行規則・方針)
市内に在住・在勤	○	—
現に同居し，又は同居しようとする親族があること	○ (※) 当該要件なしの場合あり	—
低額所得者 (月収15万8千円以下)	○	○ (法)
災害被災者	○	○ (法)(規)
高齢者	○ (単身者も可)	○ (法)
障害者	○ (単身者も可)	○ (法)
子どもを養育している者	○	○ (法)
日本の国籍を有しない者	—	○ (規)
中国残留邦人	○ (単身者も可)	○ (規)
児童虐待を受けた者	—	○ (規)

(法) : 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に規定する住宅確保要配慮者

(規) : 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」に規定する住宅確保要配慮者

2 対象となる住宅確保要配慮者の範囲

公営住宅制度と国の新たな住宅セーフティネット制度の比較

	公営住宅制度 公営住宅法 京都市市営住宅条例	国の新たな 住宅セーフティネット制度 (法・施行規則・方針)
ハンセン病療養所入所者等	○ (単身者も可)	○ (規)
DV被害者	○ (単身者も可)	○ (規)
北朝鮮拉致被害者等	—	○ (規)
犯罪被害者等	○ (単身者も可)	○ (規)
保護観察対象者	—	○ (規)
矯正施設退所者	—	○ (規)
生活困窮者	—	○ (規)
海外からの引揚者	○ (単身者も可)	△ (方針の例示)
原子爆弾被爆者	○ (単身者も可)	△ (方針の例示)
戦傷病者	○ (単身者も可)	△ (方針の例示)

(規) : 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」に規定する住宅確保要配慮者

(方針の例示) : 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」に例示としてしめされている住宅確保要配慮者

: 方針に例示されている住宅確保要配慮者は、賃貸住宅供給促進計画に規定することにより、追加が可能

2 対象となる住宅確保要配慮者の範囲

公営住宅制度と国の新たな住宅セーフティネット制度の比較

	公営住宅制度 公営住宅法 京都市市営住宅条例	国の新たな 住宅セーフティネット制度 (法・施行規則・方針)
新婚世帯	—	△ (方針の例示)
児童養護施設退所者	—	△ (方針の例示)
L G B T (レズビアン・ゲイ・ バイセクシャル・ トランスジェンダー)	—	△ (方針の例示)
U I J ターンによる転入者	—	△ (方針の例示)
上記の者に対して必要な 生活支援等を行う者	—	△ (方針の例示)
市営住宅の用途の廃止により 当該市営住宅の明渡しをしよう とする入居者	○ (単身者も可)	—
長期入院結核患者	○ (単身者も可)	—


(方針の例示) : 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」に例示として定められている住宅確保要配慮者

: 方針に例示されている住宅確保要配慮者は、賃貸住宅供給促進計画に規定することにより、追加が可能

2 対象となる住宅確保要配慮者の範囲

論点

- 新たな住宅セーフティネット制度における登録住宅制度は、登録を希望する賃貸人が、どのような住宅確保要配慮者に対して住戸を提供するかを選択する仕組みであることから、国が定める住宅確保要配慮者以外にも、実情に即しつつ、できる限り対象となる住宅確保要配慮者を追加するべきではないか。
- 住宅確保要配慮者の追加に当たっては、地域の実情等に応じ、その対象者を追加することができることから、本市の都市特性を踏まえた住宅確保要配慮者の有無について検討する必要があるのではないか。
- 民間賃貸住宅において、住宅確保要配慮者の入居を促進しようとする場合、公営住宅の立地状況など、地域性などを踏まえる必要があるのではないか。



法が施行されたことを踏まえ、今年度中に先行して御議論いただき、一定の方向性をお示しいただきたい。